

令和元年第2回北海道議会定例会・予算特別委員会 開催状況 (環境生活部)

開催年月日 令和元年7月8日(月)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 環境局長 山田 幸喜
 水道担当課長 竹本 広幸

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 水道事業の広域化及び民営化について</p> <p>(一) 水道事業の公共性について</p> <p>昨年12月に水道法が改正され、水道の運営権の売却であるコンセッション方式を導入することができるようにするなど、水道事業の「民営開放」に向けた動きが加速化し始めております。</p> <p>そこで、道としては、水道事業の公共性についてどう認識しているのか、まず伺います。</p> <p>(二) 水道広域連携推進事業費について</p> <p>本定例会に提案されている補正予算案は、水道事業広域化に向けた予算が約5451万円計上されております。そもそも市町村単位で運営されている水道事業をなぜ道が旗振り役となって広域化に向けた協議会を設置しようとするのか。事業の目的をご説明ください。</p> <p>(三) 道内の水道事業の経営状況について</p> <p>そもそも道内の市町村の水道事業会計における収益的収支は、どのようになっているのか。2016年度と2017年度がどう変化したのか、ということも併せてお示しください。</p> <p>つまり、ほとんど黒字ですし、赤字のところが減って黒字のところが増えてきたと、いうことでありました。</p>	<p>(環境局長)</p> <p>水道事業の公共性についてであります。水道は住民生活や社会活動に欠くことのできない公共性の高い重要なライフラインであることから、市町村など水道事業者は、将来にわたって、地域住民に対して、安全で安心な水道水を安定的に供給していかなければならないものであり、今回の法改正によってもその位置付けは、全く変わらないものと認識しているところでございます。</p> <p>(水道担当課長)</p> <p>広域化に向けた協議についてであります。水道法の改正に伴い、都道府県は広域連携の推進役と位置付けられ、市町村を超えた広域的な見地から水道事業者間の調整を行うこととされたところでございます。</p> <p>また、法改正を踏まえ、本年1月には、国から、都道府県が水道の基盤強化に向けて水道事業者を積極的に支援するため、広域化の方針等をまとめた「水道広域化推進プラン」を令和4年度までに策定するよう求められたところでございます。</p> <p>道では、今年度から、詳細な調査分析により水道事業者ごとの経営の現状や将来の見通しを示すとともに、地域ごとに意見交換等の場を設けるなどして、水道事業者と経営課題に対する認識を十分に共有しながら、プランづくりを進めてまいります。</p> <p>(水道担当課長)</p> <p>水道事業の経営状況についてでございます。平成29年度決算における道内203の上水道事業者及び簡易水道事業者でみると、経常収支が黒字の事業は全体の約87%の176事業であり、残る約13%の27事業が赤字となっております。</p> <p>なお、黒字の176事業のうち、一般会計からの補てんにより黒字となっているものは、31事業となっております。</p> <p>これを平成28年度決算の数字と比較しますと、一般会計からの補てんにより黒字となっている事業は28事業から3事業増加し、赤字の事業は36事業から9事業減少したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四) 水道事業広域化に関する市町村からの要望について</p> <p>これまで道は、水道事業が抱える課題の解決に向けた意見交換等を目的に 2013 年度から「地域別会議」を6地域で延べ28回開催してきたと承知しているところでもあります。</p> <p>これだけ長期にわたって広域化に向けた協議を行っておきながら、市町村からは広域化に向けた要望は寄せられているのか。また、広域化に向けた検討はどの程度行われているか、伺います。</p> <p>考える土壌ができたという答弁でありますけれども、そもそも共同委託ということを検討しているところが1カ所のみと、緊急時の相互通水可能な連絡管の布設が2カ所、という答弁でありました。</p> <p>私は連絡管をつくるということは広域化とはまた別ではないかと考えますし、課題もたくさん出されているということを改めて認識をいたしました。</p> <p>(五) 技術職員の確保について</p> <p>広域化の理由の一つに、技術系職員の減少や管理技術の継承が困難になっているということが挙げられております。広域化すれば職員の負担の増大になるのではないかとということが懸念されるところであります。</p> <p>また、民間企業が水道事業を担うことになれば、公共部門から技術系職員が減少することになるのではないですか、伺います。</p> <p>職員の負担増大については、非常に懸念されるということを変更して指摘しておきたいと思っております。</p> <p>(六) 民間委託化の課題について</p> <p>改正水道法では、市町村が水道事業者としての位置付けを維持したまま水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる仕組みを作り、コンセッション方式を促進する流れがつけられました。</p> <p>民間事業者が運営権を持った場合、労務費の削減や質の低下などが懸念されます。民営化のもとで水道料金は、採算性を理由に値上げをされる危険性も否定されないと思っております。</p> <p>コンセッション方式の問題点について、道はどのような認識をお持ちですか。市町村にはどう説明をされるのか、伺います。</p>	<p>(水道担当課長)</p> <p>これまでの広域化などの検討状況についてであります。道では、「地域別会議」を開催するなどして、水道事業者間の広域連携について意見交換等を行ってきており、これまで、札幌市と江別市、小樽市、北広島市との間において、緊急時の相互通水が可能な連絡管の布設や、木古内町と知内町において施設の維持管理に関する共同委託が始まるなど、広域連携の動きが現れてきているところでございます。</p> <p>一方、これまでの会議では、経営統合については水道料金や施設の老朽化などの違いからメリットに乖離がある、管理一体化の効果は認識しているが業務範囲の検討など進め方がわからない、地形的な条件から施設の共同化が難しい、などの課題も挙げられているところでございます。</p> <p>道といたしましては、これまでの会議を通じて、水道事業者に広域連携について自らのこととして考える土壌ができたものと考えており、示された課題等を踏まえ、水道事業者とも認識を十分に共有しながら、「水道広域化推進プラン」の策定に向けた議論を進めていく考えでございます。</p> <p>(水道担当課長)</p> <p>技術系職員の確保等についてでございますが、水道事業の広域化には、経営統合のほか、施設の共同利用や事務の広域的処理などが想定され、それぞれ運営体制も異なりますが、いずれの検討におきましても、適切な人員配置により広域化に伴う職員の負担が増大することのないよう、十分に配慮する必要がありますと認識しております。</p> <p>また、技術系職員の不足を補うため、民間事業者に水道事業の一部を委託する場合においても、水道事業者は、業務の実施状況の監視・確認、技術の継承等のため、事業規模などに応じた技術系職員の確保について、継続的に取り組んでいく必要があるものと認識しております。</p> <p>(環境局長)</p> <p>コンセッション方式の課題についてでございますが、法改正に当たっての議論などでは、水道料金の高騰を招く、お金の流れが不透明になる、災害時の給水体制確保に問題があるなどの懸念が示されたと承知をしております。</p> <p>これに対して、国では、コンセッションの許可に際して、水道事業者等において講ずる措置の具体的事項、コンセッション事業者が収受しようとする料金、災害その他非常の場合における措置などについて、基準を定め、それに基づき、審査・確認をした後、許可を与えることとしているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 水道施設等の耐震化について</p> <p>国会でも水道料金等について議論されたところでありますけれども、この水道施設の耐震化等について、本道における浄水場の耐震化率、基幹管路の耐震適合率はどのようになっていますか。前年度との比較でお示してください。</p> <p>(八) 国への要望について</p> <p>現状では、少しずつですけれども、耐震化はされてきているということでもありますけれども、コスト縮減の名のもとに設備更新は後手に回って、市町村の負担が増大するという懸念もございます。</p> <p>むしろ、水道施設の耐震化について、国の補助率の引き上げを求めるべきではないかと考えます。道は国に対してどのように要望していくのか、伺います。</p> <p>様々な課題があることを指摘してまいりました。</p> <p>市町村の意向が尊重されるべきこと、住民サービスについては、後退するという事はあってはならない、という点から、民間委託を安易に進めるべきではない、ということをお願いして、次の質問をしてまいります。</p>	<p>こうした経過については、国が公表しておりまして、道としては、水道事業者がコンセッション方式の導入を検討する場合には、国が示している情報なども踏まえ、導入の効果や適合性について十分に検討が行われるよう助言等を行ってまいり考えてございます。</p> <p>(水道担当課長)</p> <p>水道施設等の耐震化についてであります。道内の上水道事業及び水道用水供給事業における浄水場の耐震化率は、平成28年度の21.9%から、平成29年度には22.0%と0.1ポイント上昇しております。</p> <p>また、基幹管路の耐震適合率は、平成28年度の41.3%から、平成29年度には43.5%と2.2ポイント上昇しております。</p> <p>全国平均と比べますと、平成29年度は浄水場は7.7ポイント下回り、基幹管路は4.2ポイント上回っている状況でございます。</p> <p>(環境局長)</p> <p>水道施設の耐震化にかかる要望についてであります。水道は、住民生活や社会活動に欠かせない重要なライフラインであり、地震等の災害発生時においても、継続して水道水を供給することが求められております。</p> <p>一方で、水道施設の耐震化には、多くの費用と時間を要することから、道としては、今後とも、水道事業者に対して、国の財政支援制度を活用しながら、計画的に施設の耐震化を進めるよう助言・指導を行うとともに、関係団体とも連携しながら、国に対し、水道事業者の要望に沿った十分な財源の確保と支援制度の充実が図られるよう求めてまいります。</p>